## 歳末た[すけあい募金の助成希望を受け付けます！](https://www.kakegawa-syakyo.or.jp/information/2319/)

これは、掛川市内の支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らしていくための支えあいの運動です。新たな年を安心して迎えられるよう、市民の皆さまより寄せられた大切な募金を歳末たすけあいの助成として活用させていただきます。

**1⃣　世帯への助成　…**生活にお困りの世帯に助成されます。

世帯員全員が住民税非課税の世帯（生活保護世帯は除く）で

①就学援助を受けている子育て世帯　②65歳以上の高齢者世帯

③障がい児者のいる世帯　④その他特別な理由により生活にお困りの世帯

が対象となります。

**申請期限：令和6年10月24日（木）**

実施要領→[コチラ](https://www.kakegawa-syakyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/09/52611b783111240f813751067ecb893f.doc)

**2⃣　福祉事業への助成　…**社会福祉を目的とする団体及び社会福祉

施設が年末年始におこなう福祉事業に助成されます。

令和6年１２月～令和7年１月に実施される事業で、高齢者サロン・子育てサロン等の交流事業には1人あたり500円を、障がい者団体等が行う福祉事業には1人当たり2,000円を限度として助成します。（助成条件があります）

**申請期限：令和6年10月31日（木）**

実施要綱→[コチラ](https://www.kakegawa-syakyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/09/52611b783111240f813751067ecb893f.doc)

助成要件→[コチラ](https://www.kakegawa-syakyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/a672221f25e32e0c2a0779d318f1a6bd.doc)

申請書→[コチラ](https://www.kakegawa-syakyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/0afe979fb7ada7c82bef265fefa91e6b.doc)

歳末たすけあい募金の助成を希望される場合は、申請手続きが必要です。

申請書の入手や問い合わせは下記本所、各ふくしあまでお問合せください。

不在の場合もありますので、来所される場合は、事前にお電話でご連絡ください。

※助成額は今年度の申請受理された件数と集まった募金額により決定します。

 問い合わせ先

本　　　所　掛川市総合福祉センター本館２階　      　　 電話22-1294
東部ふくしあ社協　東部ふくしあ内　　　　　　　　 　　電話23-4720
西部ふくしあ社協　西部ふくしあ内　　　　　　　　　　 電話29-6192
中部ふくしあ社協　中部ふくしあ内　　　　　　　　　　 電話28-8546
大東ふくしあ社協　市役所大東支所１階　　　　 　　　　電話72-1135

大須賀ふくしあ社協　市役所大須賀支所内　　　　 　　　電話48-5531